◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年9月19日

新潟県選挙管理委員会 委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(m²)	指定内容 異動年月日
高柳町総合センター	柏崎市高柳町岡野町 1971番地	体育館 ステージ	810. 00 75. 60	平成 26 年 9 月 2 日
		(旧3階大会議室、 体育館、ステージ)	(旧173.35、 810.00、75.60)	
岡野町集落センター	柏崎市高柳町岡野町 1743番地 (旧柏崎市高柳町岡 野町字大地田1743番 地)	集会室	124. 00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(m²)	指定取消年月日
岡田集落センター講堂	柏崎市高柳町岡田 102番地6	講堂	661. 00	平成26年9月2日